

## 「イノベーション創出強化研究推進事業」審査基準

## 基礎研究ステージ 1次（書面）審査基準

## 【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化への発展可能性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化に繋がる可能性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究代表者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における技術上の諸課題の解決や革新的技術の開発につながる技術シーズを開発する研究であり、社会や経済に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) 「新規性・先導性・優位性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、将来性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：参画機関における知的財産への取組】

加算の視点	基準
以下の点について確認 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で確認を行う

(注) Aは5点、Bは3点、Cは0点を加算する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関は除く。)が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。

【加算ポイント2：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動状況に関する、以下の点について確認</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：高い</p> <p>B：標準的である</p> <p>C：低い</p> <p>の3段階で確認を行う</p>

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント3：その他】

加算の視点	基準
<p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p> <p>ただし、加算ポイント2との重複加算は行わない。</p>
<p>・若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが平成31年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

- (1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- (2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- (3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題
- (4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC (Memorandum of Cooperation: 協力覚書) や Workplan (研究計画) に基づく研究課題
- (5) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題
- (6) 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が、地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ地域を共同で選定した地域イノベーション戦略推進地域から提案された研究課題
- (7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題

いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5 点を加算する。

応用研究ステージ 1次（書面）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時までに目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化への発展可能性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化に繋がる可能性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につながる成果を生み出し、そのことを通じて社会や経済に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	-------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：参画機関における知的財産への取組】

加算の視点	基準
以下の点について確認 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で確認を行う

(注) Aは5点、Bは3点、Cは0点を加算する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関は除く。)が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。

【加算ポイント2：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：高い</p> <p>B：標準的である</p> <p>C：低い</p> <p>の3段階で確認を行う</p>

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント3：その他】

加算の視点	基準
<p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p> <p>ただし、加算ポイント2との重複加算は行わない。</p>
<p>・若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが平成31年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>民間企業等が参画して製品化・事業化に繋がる提案（マッチングファンド方式の適用）</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</li> <li>(2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</li> <li>(3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</li> <li>(4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC (Memorandum of Cooperation: 協力覚書) や Workplan (研究計画) に基づく研究課題</li> <li>(5) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</li> <li>(6) 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が、地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ地域を共同で選定した地域イノベーション戦略推進地域から提案された研究課題</li> <li>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</li> </ul>	<p>いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5 点を加算する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------



開発研究ステージ 1次（書面）審査基準

【項目1：科学的ポイント 審査基準】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化の実現可能性	<p>研究成果が創出された後の実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化の実現性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画及び研究計画に対するコストの妥当性	<p>既存の研究成果が有効に活用されており、目的に対する研究方法が的確であるとともに研究実施期間が適切であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、研究成果が普及した場合の生産者の所得向上等の効果が具体的で、社会・経済へのインパクトが高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」及び「生産現場等からの必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：参画機関における知的財産への取組】

加算の視点	基準
以下の点について確認 (1)各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2)各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で確認を行う

(注) Aは5点、Bは3点、Cは0点を加算する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関は除く。)が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。

【加算ポイント2：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：高い</p> <p>B：標準的である</p> <p>C：低い</p> <p>の3段階で確認を行う</p>

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント3：その他】

加算の視点	基準
<p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p> <p>ただし、加算ポイント2との重複加算行わない。</p>
<p>・若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが平成31年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」に対応した研究提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>民間企業等が参画して製品化・事業化を行う研究提案(マッチングファンド方式の適用)</p>	<p>該当する場合は、企業負担額の合計に応じて以下のとおり加算する。</p> <p>①500万円以上：5点</p> <p>②1,000万円以上：10点</p>

- (1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- (2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- (3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題
- (4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）や Workplan（研究計画）に基づく研究課題
- (5) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題
- (6) 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が、地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ地域を共同で選定した地域イノベーション戦略推進地域から提案された研究課題
- (7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題

いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5点を加算する。

基礎研究ステージ 2次（面接）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時までには目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化への発展可能性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化に繋がる可能性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究代表者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における技術上の諸課題の解決や革新的技術の開発につながる技術シーズを開発する研究であり、社会や経済に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) 「新規性・先導性・優位性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、将来性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	<p>「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合</p>	<p>該当する場合は、3点を加算する。 (※加算ポイント1との重複加算は行わない。)</p>
若手研究者からの提案	<p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが平成31年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

応用研究ステージ（ステージ移行審査を含む） 2次（面接）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時までには目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化への発展可能性	<p>研究成果が創出された後の実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化に繋がる可能性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画に対するコストの妥当性	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっていること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>



農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につながる成果を生み出し、そのことを通じて社会や経済に貢献できること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	-------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) マッチングファンド方式を適用する場合、Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。マッチングファンド方式を適用しない場合、Aは5点、Bは3点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	<p>「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合</p>	<p>該当する場合は、3点を加算する。 (※加算ポイント1との重複加算は行わない。)</p>
若手研究者からの提案	<p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが平成31年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

開発研究ステージ（ステージ移行審査含む） 2次（面接）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化の実現可能性	<p>研究成果が創出された後の実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化の実現性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画及び研究計画に対するコストの妥当性	<p>既存の研究成果が有効に活用されており、目的に対する研究方法が的確であるとともに研究実施期間が適切であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、研究成果が普及した場合の生産者の所得向上等の効果が具体的で、社会・経済へのインパクトが高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、40点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) マッチングファンド方式を適用する場合、Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。  
 マッチングファンド方式を適用しない場合、Aは5点、Bは3点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	<p>「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合</p>	<p>該当する場合は、3点を加算する。          (※加算ポイント2との重複加算は行わない。)</p>
若手研究者からの提案	<p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが平成31年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。          (1) 39歳以下の研究者          (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

開発研究ステージ（緊急対応研究課題） 審査基準

【項目1：科学的ポイント 審査基準】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p> <p>また、緊急性の観点から必要性のある研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時までには目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化の実現可能性	<p>研究成果が創出された後の実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確であり、実用化・事業化の実現性が高いこと。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画及び研究計画に対するコストの妥当性	<p>既存の研究成果が有効に活用されており、目的に対する研究方法が的確であるとともに研究実施期間が適切であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。</p> <p>不要な経費（特に人件費、設備備品費や役務費）の計上がないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	農林水産業・食品産業における諸課題の解決や、研究成果が普及した場合の生産者の所得向上等の効果が具体的で、社会・経済へのインパクトが高いこと。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
----------------------	------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

(注) 「必要性」のうち「目標の達成可能性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	行政的にみて、重要性、緊急性の観点から必要性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」及び「生産現場からの必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、50点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント：参画機関における知的財産への取組】

加算の視点	基準
以下の点について確認 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で確認を行う

(注) Aは5点、Bは3点、Cは0点を加算する。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関(普及・実用化のみを実施する機関は除く。)が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとする。